

平成26年度第1回屋久島山岳部利用対策協議会
会 次 第

日 時：平成26年7月25日（金）

13：30～15：30

場 所：熊毛支庁屋久島事務所第3会議室

1 開会

2 協議事項

（1）屋久島山岳部保全募金について

（2）避難小屋（鹿之沢及び石塚）への携帯トイレブースの併設について

（3）その他

3 閉会

平成26年度第1回
屋久島山岳部利用対策協議会出席者名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
屋久島森林管理署	署 長	樋 口 浩	
屋久島森林生態系保全センター	所 長	前 田 三 文	
屋久島自然保護官事務所	自 然 保 護 官	加 藤 倫 之	
	自 然 保 護 官	萱 島 拓 郎	
屋久島警察署	署 長	欠 席	
屋久島環境文化財団	事 務 局 長	溝 口 正 明	
	事 業 課 長	寺 田 太 久 己	
	事 業 課 主 事	真 辺 侑 也	
屋久島観光協会	会 長	中 島 純 和	
	事 務 局 長	榎 光 徳	
	ガ イ ド 部 会 長	欠 席	
県レンタカー協会屋久島支部	会 長	中 島 耕 次 郎	
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	
	商 工 観 光 課 長	松 本 薫	
	観 光 係	長 井 久	
	環 境 政 策 課 長 補 佐	笹 倉 聡	
	自 然 環 境 係 長	木 原 幸 治	
	自 然 環 境 係	岩 川 卓 誉	
	自 然 環 境 係	真 辺 克 昭	
屋久島町議会	議 長	日 高 好 作	
まつばんだ交通	取 締 役	都 築 岳 人	オブザーバー
種子島屋久島交通(株) 屋久島支社	所 長	島 崎 初 則	オブザーバー
県自然保護課	技 術 主 査	牛 之 濱 輝 幸	
県観光課	技 術 主 査	平 山 孝 子	
県屋久島事務所	所 長	西 慎 一 郎	
	総 務 企 画 課 長	小 村 隆 史	
	総 務 企 画 課 主 幹	廻 秀 仁	
	総 務 企 画 課 主 事	大 山 福 太 朗	

屋久島山岳部利用対策協議会規約

(設 置)

第1条 近年、屋久島の山岳部への入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の持続可能な利用及び保全対策を検討するため、屋久島山岳部利用対策協議会（以下「協議会」という）を置く。

(組 織)

第2条 協議会の委員は、以下の関係機関の代表者により構成する。

林野庁屋久島森林管理署 林野庁屋久島森林生態系保全センター 環境省屋久島自然保護官事務所 鹿児島県自然保護課 鹿児島県観光課 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 鹿児島県屋久島警察署 屋久島町 屋久島町議会 公益社団法人屋久島観光協会 鹿児島県レンタカー協会屋久島支部 公益財団法人屋久島環境文化財団

(会長等)

第3条 協議会には会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、屋久島町長とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は任務を総理し、副会長は会長に事故等があるとき、会長の職務を代行する。

4 会長、副会長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。任期満了の場合の後任者決定までは、なおその職務を行う。

(会 議)

第4条 協議会は必要に応じ会長が召集する。

2 協議会の議長は会長がこれにあたる。

(実務担当者会)

第5条 協議会での議事の円滑な進行を図るため、協議会に関係機関の担当者により構成する実務担当者会を置く。

2 実務担当者会は必要に応じ、会長が招集する。

3 実務担当者会の議長は、あらかじめ会長の指名する者がこれにあたる。

(費用負担)

第6条 協議会の運営に必要な経費については、それぞれの機関において負担する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長の指定する機関に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、必要なものは別に定める。

附則 1 この規約は、平成 6年 7月14日から施行する。
2 この規約は、平成 7年 4月17日から施行する。
3 この規約は、平成 8年 4月18日から施行する。
4 この規約は、平成10年 6月30日から施行する。
5 この規約は、平成11年 4月12日から施行する。
6 この規約は、平成12年 4月18日から施行する。
7 この規約は、平成20年 3月24日から施行する。
8 この規約は、平成20年11月20日から施行する。
9 この規約は、平成25年 3月26日から施行する。

平成26年度 屋久島山岳部利用対策協議会 委員名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
林野庁屋久島森林管理署	署 長	樋 口 浩	
林野庁屋久島森林生態系保全センター	所 長	前 田 三 文	
環境省 屋久島自然保護官事務所	自 然 保 護 官	加 藤 倫 之	
屋久島警察署	署 長	今 村 勝 志	
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	会 長
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	商 工 観 光 課 長	松 本 薫	
屋久島町議会	議 長	日 高 好 作	
公益社団法人 屋久島観光協会	会 長	中 島 純 和	
	ガ イ ド 部 会 長	満 園 茂	
鹿児島県レンタカー協会 屋久島支部	会 長	中 島 耕 次 郎	
公益財団法人 屋久島環境文化財団	事 務 局 長	溝 口 正 明	
まつばんだ交通	代 表 取 締 役	藤 山 倉 作	オブザーバー
種子島屋久島交通（株） 屋久島支社	所 長	島 崎 初 則	オブザーバー
鹿児島県	自 然 保 護 課 長	則 久 雅 司	
	観 光 課 長	倉 野 満	
	熊毛支庁屋久島事務所長	西 慎一郎	副会長

平成26年度事業計画について

施策名	平成26年度事業		平成25年度事業	
	事業計画	事業主体	事業実績	事業主体
1 マナー啓発	(1) マナーガイド・リーフレットの作成・配布 マナーガイド約31,000部、携帯トイレリーフレット約15,000部作成して、GWから夏休み終了を中心に交通機関等に依頼して配布。 <配布先> 交通機関(種子屋久高速船 折田汽船 鹿商海運 JAC)、協議会会員、関係機関 など	県自然保護課 屋久島町 屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 県屋久島事務所	(1) マナーガイド・リーフレットの作成・配布 マナーガイド約37,000部、携帯トイレリーフレット約15,000部作成して、GWから夏休み終了を中心に交通機関等に依頼して配布。 <配布先> 交通機関(種子屋久高速船 折田汽船 鹿商海運 JAC)、協議会会員、関係機関 など	県自然保護課 屋久島町 屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 県屋久島事務所
	(2) 放送等による啓発 船内・機内にて実施 マナービデオの放映	各交通機関	(2) 放送等による啓発 船内・機内にて実施 マナービデオの放映	各交通機関
	(3) ゴミ持ち帰りキャンペーンの実施	各関係機関	(3) ゴミ持ち帰りキャンペーンの実施	各関係機関
	(4) 監視指導員等の配置 ・縄文杉周辺 (4月～8月の間に12日間) 林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会・・・各2日間 ・グリーンサポートスタッフによる巡視活動	林野庁 環境省 県自然保護課 県屋久島事務所 屋久島町 屋久島観光協会 屋久島環境文化財団	(4) 監視指導員等の配置 ・縄文杉周辺 (4月～8月の間に24日間) 林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会・・・各4日間 ・グリーンサポートスタッフによる巡視活動	林野庁 環境省 県自然保護課 県屋久島事務所 屋久島町 屋久島観光協会 屋久島環境文化財団
	(5) 山岳部保全募金荒川登山口業務員の配置 ・3月1日～11月30日(9月間)	協議会	(5) 山岳部保全募金荒川登山口業務員の配置 ・3月1日～11月30日(9月間)	協議会
	(6) 縄文杉荒川線一般車両乗り入れ規制 ①期間 3月1日～11月30日(9月間) ②チラシ作成 ③看板設置 ④町広報	屋久島山岳部車両 運行対策協議会	(6) 縄文杉荒川線一般車両乗り入れ規制 ①期間 3月1日～11月30日(9月間) ②チラシ作成 ③看板設置 ④町広報	屋久島山岳部車両 運行対策協議会
	(7) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの啓発	協議会	(7) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの啓発	協議会
2 縄文杉周辺の立入り禁止措置	(1) 縄文杉周辺の立入り禁止→継続		(1) 縄文杉周辺の立入り禁止→継続	
	(2) 監視指導及び施設利用方針 展望デッキ混雑時の休憩所等への利用誘導 休憩所・避難小屋 → 食事・休息等 (3) その他 代替展望デッキ(北側)の設置	各関係機関 環境省	(2) 監視指導及び施設利用方針 展望デッキ混雑時の休憩所等への利用誘導 休憩所・避難小屋 → 食事・休息等 (3) その他 展望デッキ(北側)の撤去	各関係機関 林野庁
3 施設整備等	・仮設携帯トイレブース設置(3～11月:3基) ・淀川橋の撤去 ・避難小屋(鹿之沢及び石塚)における仮設携帯トイレブース設置	協議会 環境省 協議会	・仮設携帯トイレブース設置(3～11月:3基) ・常設携帯トイレブース設置(1基) ・淀川橋架け替え ・標識の改修 ・高塚避難小屋及びトイレ改築	協議会 環境省 環境省 環境省 町丁
4 その他	(1) 登山道の整備、維持補修等 ・新高塚小屋公衆トイレ点検・清掃 ・新高塚小屋外3箇所避難小屋及び付帯トイレ維持管理 ・小杉谷～大株歩道入口 維持補修 ・パイオトイレ、淀川登山口トイレ維持補修	環境省・協議会 県観光課 県観光課 協議会	(1) 登山道の整備、維持補修等 ・黒味岳登山道浸食防止工事 ・新高塚小屋公衆トイレ点検・清掃 ・新高塚小屋外3箇所避難小屋及び付帯トイレ維持管理 ・小杉谷～大株歩道入口 維持補修 ・パイオトイレ、淀川登山口トイレ維持補修 ・縄文杉周辺の迂回路整備 ・安房森林軌道の橋梁(迎橋、太忠橋、愛子橋、荒川橋)補修工事	環境省 環境省・協議会 県観光課 県観光課 協議会 県観光課 林野庁・県観光課 町丁
	(2) グリーンワーカー事業 ・登山道の補修・清掃 ・携帯トイレ普及啓発	環境省 環境省	(2) グリーンワーカー事業 ・登山道の補修・清掃 ・携帯トイレ普及啓発	環境省 環境省
	(3) 荒川登山バスの運行(9月間) ・3月1日～11月30日	屋久島山岳部車両 運行対策協議会	(3) 荒川登山バスの運行(9月間) ・3月1日～11月30日	屋久島山岳部車両 運行対策協議会
	(4) 荒川登山道安全点検の実施(7月,2月)	関係機関	(4) 荒川登山道安全点検の実施(7月,2月)	関係機関

屋久島山岳部保全募金について

1 募金の収支について

【平成 25 年度収支】

募 金 総 額	21,091,836 円	・・・①
支 出 経 費	19,045,264 円	・・・②
うちし尿搬出経費	15,861,486 円	
その他経費	3,183,778 円	
H25 単年度収支 (①－②)	2,046,572 円	・・・③
前年度繰越額	3,936,221 円	・・・④
H26 年 3 月末残額 (③＋④)	5,982,793 円	

【募金額の比較】

(単位:円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
募 金 総 額	17,078,918	17,394,736	19,832,400	21,091,836	
募 金 窓 口 別	荒川登山口(業務員分)	12,558,838	14,444,881	14,039,313	16,043,647
	荒川登山口(上記以外)	318,090	260,304	309,798	325,385
	淀 川 登 山 口	431,172	539,179	544,318	710,683
	島 内 窓 口	1,196,888	723,372	846,879	797,424
	大口(企業等)募金	2,573,930	1,427,000	4,092,092	3,214,697

【搬出し尿量及び経費の比較】

(単位:リットル, 円)

		H24 年度 (H25.3 月末)	H25 年度 (H26.3 月末)
高 塚	搬 出 量	3,320	2,180
	経費(単価)	5,677,513 (34 千円)	3,400,787 (31 千円)
新 高 塚	搬 出 量	1,220	1,980
	経費(単価)	3,062,182 (50 千円)	4,672,901 (47 千円)
淀 川	搬 出 量	6,320	4,600
	経費(単価)	6,382,673 (20 千円)	4,185,618 (18 千円)
鹿 之 沢	搬 出 量	1,280	1,020
	経費(単価)	3,343,073 (52 千円)	2,461,685 (48 千円)
石 塚	搬 出 量	520	480
	経費(単価)	1,312,495 (50 千円)	1,140,495 (47 千円)
合 計	搬 出 量	12,660	10,260
	経 費	19,777,936	15,861,486

*単価(運搬)は 20 リットルあたり。経費には汲み取り料金が加算される。

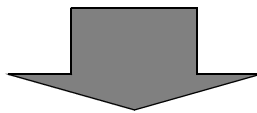
2 山岳部保全募金の今後の見込みの修正

(H26.3予測)

	【H23 年度実績】	【H24 年度実績】	【H25 年度見込】	【H26 年度見込】
募 金 総 額	17,394,736 円	<u>19,832</u> (千円)	20,200(千円)	19,500(千円)
支 出 経 費	19,980,934 円	22,794(千円)	19,300(千円)	23,500(千円)
（うちし尿搬出経費）	17,481,328 円	<u>19,778</u> (千円)	<u>16,000</u> (千円)	17,500(千円)
（その他経費）	2,499,606 円	3,016(千円)	3,300(千円)	6,000(千円)

単年度収支	▲2,586,198 円	▲2,962(千円)	900(千円)	▲4,000(千円)
前年度繰越額	9,484,120 円	6,898(千円)	3,936(千円)	4,836(千円)

年度末残額	6,897,922 円	3,936(千円)	<u>4,836</u> (千円)	836(千円)



(H26.5予測)

	【H23 年度実績】	【H24 年度実績】	【H25 年度実績】	【H26 年度見込】
募 金 総 額	17,394,736 円	<u>19,832</u> (千円)	21,092(千円)	19,500(千円)
支 出 経 費	19,980,934 円	22,794(千円)	19,045(千円)	23,500(千円)
（うちし尿搬出経費）	17,481,328 円	<u>19,778</u> (千円)	<u>15,861</u> (千円)	17,500(千円)
（その他経費）	2,499,606 円	3,016(千円)	3,184(千円)	6,000(千円)

単年度収支	▲2,586,198 円	▲2,962(千円)	2,047(千円)	▲4,000(千円)
前年度繰越額	9,484,120 円	6,898(千円)	3,936(千円)	5,983(千円)

年度末残額	6,897,922 円	3,936(千円)	<u>5,983</u> (千円)	1,983(千円)

(修正点)

- ・(H26) 人件費の緊急雇用対策事業充当の終了に伴う経費負担贈。(約 300 万円)

<参考> 各小屋毎のし尿搬出単価の推移について

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
高 塚	36,750 円	30,450 円	26,000 円	34,000 円	31,000 円	31,800 円
新高塚	55,650 円	36,750 円	44,000 円	50,000 円	47,000 円	48,300 円
淀 川	21,000 円	13,650 円	13,000 円	20,000 円	18,000 円	18,500 円
鹿之沢	57,750 円	42,000 円	43,000 円	52,000 円	48,000 円	49,300 円
石 塚	55,650 円	36,750 円	43,000 円	50,000 円	47,000 円	48,300 円

避難小屋（鹿之沢及び石塚）における携帯トイレブース等の併設にかかる取り決め事項
（案）

平 2 6 年 月 日 屋久島山岳部利用対策協議会

1) 設置理由

「平成 22 年度以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針」において、宿泊者による小屋でのトイレ利用については、自己処理型トイレの整備と携帯トイレの利用を並行的に推進することとされているが、携帯トイレブース及び便座（以下、「携帯トイレブース等」という。）が設置されていない小屋があることから、その小屋に仮設の携帯トイレブース等を設置し、携帯トイレの利用を促進するとともに山岳部のし尿搬出量の削減を図る。

2) 設置主体

屋久島山岳部利用対策協議会

3) 設置場所

鹿之沢避難小屋及び石塚避難小屋の 2 カ所とする。（別紙のとおり）

4) 設置期間

平成 2 6 年のできるだけ早い時期から

5) 設置する携帯トイレブース等

屋久島山岳部利用対策協議会が屋久島町の所有する携帯トイレブース等を借り受けて使用する。なお、屋久島町においては、屋久島山岳部保全募金等を活用し、携帯トイレブース等を設置する。

6) 携帯トイレブース等の設置及び維持管理

屋久島山岳部利用対策協議会が行うが、事務的には公益社団法人屋久島観光協会の協力を得て実施する。

7) 携帯トイレブース等が破損した場合

携帯トイレブース等が破損した場合は、速やかに屋久島町環境政策課に連絡を行い、屋久島山岳部保全募金で修理を行う。また、修理が不可能な場合は、代替の携帯トイレブース等を屋久島山岳部保全募金で購入し、補充設置する。

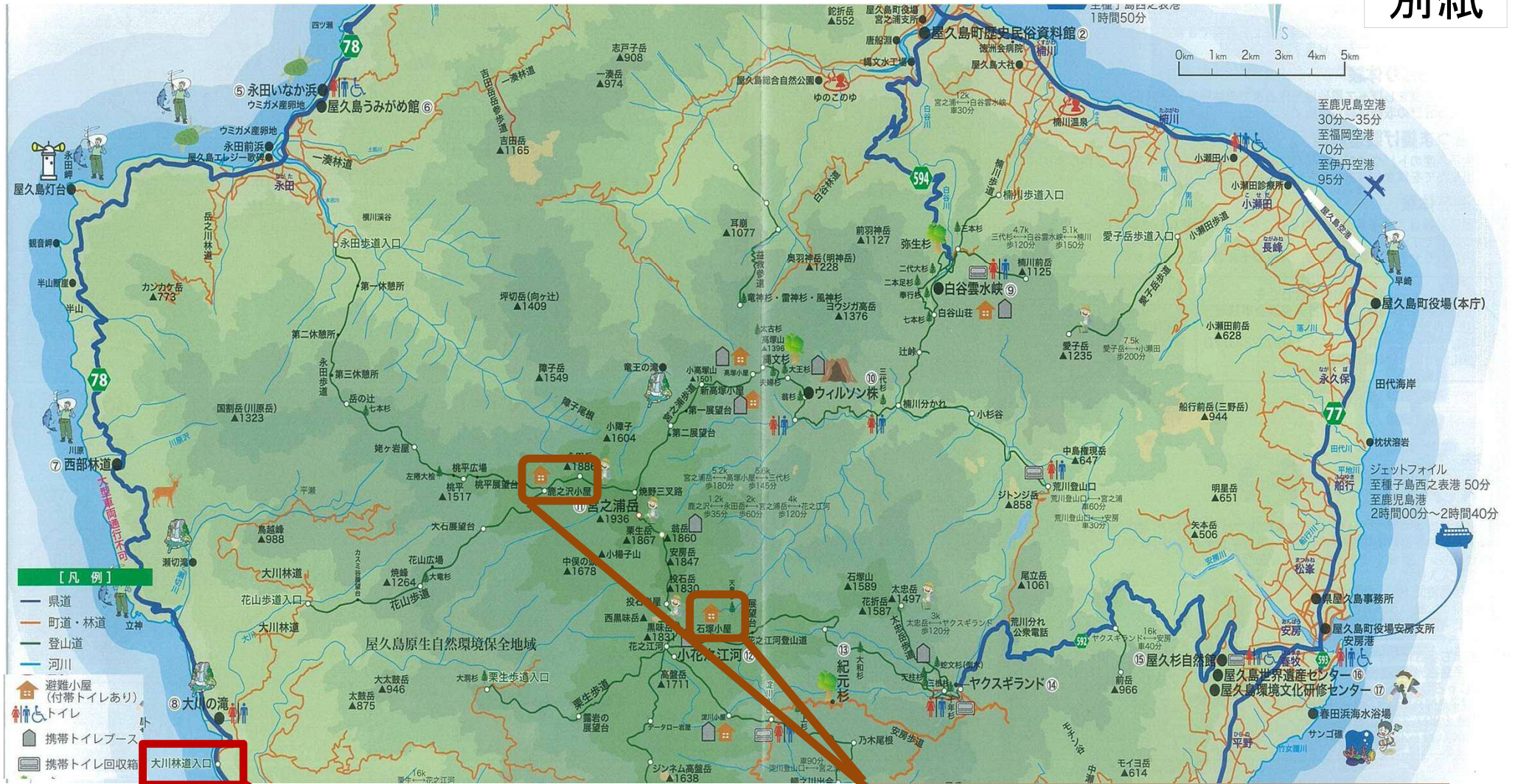
8) 携帯トイレブース等の設置にかかる各種手続き

事務局（鹿児島県屋久島事務所）が行う。

9) 使用済み携帯トイレの回収ボックスについて

屋久島町が屋久島山岳部保全募金で使用済み携帯トイレの回収ボックスを購入し、設置する。回収に係る経費についても屋久島山岳部保全募金を活用する。また、設置場所については、花山歩道に至る大川林道入口（県道沿い）とする。（別紙のとおり）

別紙



今回新たに設置する携帯トイレ回収箱の場所

今回新たに携帯トイレブースを設置する避難小屋の場所